

介護保険サービス

1. 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分		基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	昼間	165	1,765円	177円	353円	530円
	早朝/夜間	206	2,204円	221円	441円	662円
	深夜	248	2,653円	266円	531円	796円
20分以上 30分未満	昼間	248	2,653円	266円	531円	796円
	早朝/夜間	310	3,317円	332円	664円	996円
	深夜	372	3,980円	398円	796円	1,194円
30分以上 1時間未満	昼間	394	4,215円	422円	843円	1,265円
	早朝/夜間	493	5,275円	528円	1,055円	1,583円
	深夜	591	6,323円	633円	1,265円	1,897円
1時間以上 1時間30分未満	昼間	575	6,152円	616円	1,231円	1,846円
	早朝/夜間	719	7,693円	770円	1,539円	2,308円
	深夜	863	9,234円	924円	1,847円	2,771円
1時間30分以上 30分増すごとに	昼間	83	888円	89円	178円	267円
	早朝/夜間	104	1,112円	112円	223円	334円
	深夜	125	1,337円	134円	268円	402円
生活援助						
区分		基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分以上 45分未満	昼間	181	1,936円	194円	388円	581円
	早朝/夜間	226	2,418円	242円	484円	726円
	深夜	272	2,910円	291円	582円	873円
45分以上	昼間	223	2,386円	239円	478円	716円
	早朝/夜間	279	2,985円	299円	597円	896円
	深夜	335	3,584円	359円	717円	1,076円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

2. 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等	
			1割負担	2割負担	3割負担		
要介護度による区分なし	緊急時訪問介護加算	100	1070	107	214	321	1回の要請に対して1回
	初回加算	200	2140	214	428	642	初回利用のみ1月につき
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	1070	107	214	321	1月につき
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	2140	214	428	642	1月につき
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）

- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合に加算します。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。
介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価（5級地 10.70円）を含んでいます。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。